

30	電力需給検証小委員会における最大電力需要(H1)	kW	需要見通しにおける電力需要(1時間平均)の最大値(kW)であり、H3(最大3日平均電力)に気温影響、経済影響等及び定着節電を加味し、過去5カ年のH1/H3の平均比率を乗じて算出する。平年気温では考慮しない異常気温等の特殊要因が含まれる。電力需給検証小委員会における夏季及び冬季の需要見通しの最大電力需要の検証に用いられている。	左に同じ。	気温影響には、2010年度(中部、関西、及び九州管内は2013年度)を猛暑と想定。										
31	残余需要	kW	—	需要電力(太陽光発電の自家消費分を除いたもの)から、太陽光発電(自家消費分を除く)及び風力発電の出力を控除した需要。											
32	マージンの区分	—	—	<table border="1"> <tr> <td>区分①</td> <td>需給バランスに対応したマージン(長期断面の予備力・調整力の議論に関連)</td> </tr> <tr> <td>区分②</td> <td>需給バランスに対応したマージン(短期断面の予備力・調整力の議論に関連)</td> </tr> <tr> <td>区分③</td> <td>周波数制御に対応したマージン(短期断面の予備力・調整力の議論に関連)</td> </tr> <tr> <td>区分④</td> <td>その他のマージン(予備力・調整力の議論に関連無し)</td> </tr> <tr> <td>区分⑤</td> <td>稀頻度リスク対応のマージン(稀頻度リスク対応の議論に関連)</td> </tr> </table>	区分①	需給バランスに対応したマージン(長期断面の予備力・調整力の議論に関連)	区分②	需給バランスに対応したマージン(短期断面の予備力・調整力の議論に関連)	区分③	周波数制御に対応したマージン(短期断面の予備力・調整力の議論に関連)	区分④	その他のマージン(予備力・調整力の議論に関連無し)	区分⑤	稀頻度リスク対応のマージン(稀頻度リスク対応の議論に関連)	調整力等に関する委員会中間取りまとめより
区分①	需給バランスに対応したマージン(長期断面の予備力・調整力の議論に関連)														
区分②	需給バランスに対応したマージン(短期断面の予備力・調整力の議論に関連)														
区分③	周波数制御に対応したマージン(短期断面の予備力・調整力の議論に関連)														
区分④	その他のマージン(予備力・調整力の議論に関連無し)														
区分⑤	稀頻度リスク対応のマージン(稀頻度リスク対応の議論に関連)														
33	猛暑H1需要	—	—	夏季における厳しい気象条件における最大電力需要	発現頻度等の定義や想定手法等は別途検討(第2回委員会 資料2)										
34	厳寒H1需要	—	—	冬季における厳しい気象条件における最大電力需要	発現頻度等の定義や想定手法等は別途検討(第2回委員会 資料2)										
35	厳気象H1需要	—	—	厳しい気象条件における最大電力需要											
36	平年H3需要	—	—	平年並みの気象条件における最大3日平均需要											

2用語集

NO.	用語	説明	備考
1	ガバナフリー運転 (Governor-Free operation)	発電機の回転速度を負荷の変動のいかんにかかわらず、一定の回転速度を保つように、動力である蒸気および水量を自動的に調整する装置である調速機(ガバナ)により、系統周波数の変化に追随して出力を増減させる運転をいう。	出典)電気学会技術報告 第977号(平成16年8月)
2	負荷周波数制御 (LFC:Load Frequency Control)	定常時における電力系統の周波数および連系線の電力潮流を規定値に維持するため、負荷変動に起因する周波数変化量や連系線電力変化量などを検出し、発電機の出力を制御することをいう。	出典)電気学会技術報告 第977号(平成16年8月)
3	経済負荷配分制御 (EDC:Economic load Dispatching Control)	電力系統の安定かつ合理的な運用を目的に、各発電所(各発電機)に最も経済的になるよう負荷配分を行う制御をいう。	出典)電気学会技術報告 第977号(平成16年8月)
4	AFC (Automatic Frequency Control)	自動周波数制御装置。周波数を一定に保つために、時々刻々と変化する電力消費に合わせて、水力および火力発電所の出力を制御して電力系統の周波数を維持する装置。	出典)「電気事業事典」電気事業講座2008 別巻 ((株)エネルギー・フォーラム 発行)
5	EPPS (Emergency Power Preset Switch)	緊急融通装置。交直変換設備における自動を受給する装置。	送配電等業務指針より
6	バランスンググループ (BG:Balancing Group)	代表契約者制度。複数の新電力と一般電気事業者が一つの託送供給契約を結び、新電力間で代表契約者を選定する仕組み。グループを形成する新電力全体で同時に同量を達成することとなり、グループ規模が大きくなるほどインバランスが生ずるリスクを低減できる。	第4回制度設計WG資料5-2より http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/denryoku_system/seido_sekkei_wg/pdf/04_05_02.pdf
7	FFC (Flat Frequency Control)	定周波数制御。連系線潮流に無関係に系統の周波数変化量だけを検出して、規定周波数を維持するように発電機出力を制御する方式。この方式は、50Hz系統では北海道・東京、60Hz系統では沖縄の電力会社各社で採用されている。また、TBC制御を採用している電力会社が連系線の事故により単独運転となった場合はFFC制御となる。	出典)電気学会技術報告 第977号(平成16年8月)
8	TBC (Tie line Bias Control)	周波数偏倚連系線電力制御。周波数の変化量と同時に検出して、負荷変化が自系統内で生じたと判断した場合にのみ、自系統の発電機出力を制御する方式。自系統内の負荷変化量を地域要求量(AR)といい、(系統定数) × (系統容量) × (周波数変化量) + (連系線潮流変化量)で表される。この方式は、50Hz系統では東北、60Hz系統では沖縄以外の各電力会社で採用されている。	出典)電気学会技術報告 第977号(平成16年8月)
9	アデカシー	系統構成要素の計画外停止および運用上の制約を考慮し、消費者の要求する電力を供給する能力。	第1回地域間連系線等の強化に関するマスター・プラン研究会参考資料より http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/sougou/c_hiiikanrenkeisen/001_s01_00.pdf
10	セキュリティー	運用上の制約を考慮し、事故などの突然の擾乱に耐える能力。	第1回地域間連系線等の強化に関するマスター・プラン研究会参考資料より http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/sougou/c_hiiikanrenkeisen/001_s01_00.pdf
11	N-1故障	送配電線1回線、変圧器1台、発電機1台その他の電力設備の單一故障。	送配電等業務指針より
12	N-2故障	送配電線、変圧器、発電機その他の電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障。	送配電等業務指針より
13	FERC (Federal Energy Regulatory Commission:連邦エネルギー規制委員会)	米国の規制機関で、州をまたぐ電力、天然ガス、石油に関わる事業を監督。	第2回調整力等に関する委員会資料4より
14	NERC (North American Electric Reliability Corporation:北米電力信頼度協会)	北アメリカの基幹系統の信頼度評価のために設立された国際的な機関。系統信頼度を維持するための基準を作成。	第2回調整力等に関する委員会資料4より
15	欧州委員会 (European Commission)	欧州の政策実行機関で、法案の作成、行政執行を実施。	第2回調整力等に関する委員会資料4より
16	ACER (Agency for the Cooperation of the Energy Regulators)	欧州の規制機関の間の協調を図る機関。電力の国際取引に関するガイドライン、系統利用・運用に関する共通規則(統一ネットワークコード)の策定等に携わる。	第2回調整力等に関する委員会資料4より
17	ENTSO-E (European Network of Transmission System Operators for Electricity)	欧州のTSO間の協調を図るために送電事業者の団体として設立された機関。欧州大の10ヵ年系統計画の策定や、系統利用・運用に関する共通規則の策定等を実施。	第2回調整力等に関する委員会資料4より
18	計画外停止	発電所における突發的な事故あるいは計画になかった緊急補修など予期せぬ停止(送電設備の故障による停止も含む)をいう。ただし、軽負荷時間(23時から翌朝6時までの深夜時間)内に限定された停止は除く。	電力需要想定および電力需給計画算定方式の解説(日本電力調査委員会)より
19	電源入札等	本機関が電気事業法及び業務規程に基づき実施する発電用の電気工作物を維持、運用する者を募集する業務	電気事業法第28条の40「第28条の40 推進機関は、第28条の4の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行うこと ※電気工作物とは…「発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物(船舶、車両又は航空機に設置されるものその他の政令で定めるものを除く。)」をいう。」(同法第2条第1項第16号)
20			
21			
22			